

< キャリアアップ助成金 > 社会保険適用時処遇改善コース

新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取り組み（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を行った場合もしくは週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合に助成

※対象者1人につき、いずれか1メニューの助成

内 容	助 成 額
<p>(1) 手当等支給メニュー</p> <p>新たに社会保険の被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取り組み(①、②)を行い、また、最終的に恒常的な所得の増額となる取り組み(③)を行った場合に助成</p> <p>① ②：労働者負担分の社会保険相当額（標準報酬月額等の15%以上）の手当支給又は賃上げ</p> <p>③：基本給の総支給額を18%以上増額（賃上げ等、労働時間延長あるいはその両方による増額）</p>	<p>【助成額1人当たり】</p> <p>① 1年目の取組</p> <p>② 2年目の取組 中小企業 40万円（10万円×4期） 大企業 30万円（7.5万円×4期） ※1期は6か月 ※「③3年目の取組」を1年間前倒しし、1年目に①の取組の後、2年目に③の取組を行った場合、2年目の支給額は中小企業30万円、大企業22.5万円（②の2期分と③の合算額）となります。</p> <p>③ 3年目の取組 中小企業 10万円 大企業 7.5万円</p>
<p>(2) 労働時間延長メニュー</p> <p>新たに社会保険の被保険者となった際に週の所定労働時間を4時間以上延長する等を行った場合、または、週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合に助成</p>	<p>【助成額1人当たり】</p> <p>中小企業 30万円 大企業 22.5万円</p> <p>4時間以上延長 3時間以上4時間未満、賃金引き上げ率5%以上 2時間以上3時間未満、賃金引き上げ率10%以上 1時間以上2時間未満、賃金引き上げ率15%以上</p>
<p>(3) 併用メニュー</p> <p>社会保険加入後、1年目に(1)手当支給メニュー①の取組を行い、2年目に(2)労働時間延長メニューの取組を行った場合も、それぞれの額を支給</p>	<p>【助成額1人当たり】</p> <p>中小企業 50万円 ((1)①20万円(10万円×2期分) + (2)30万円) 大企業 37.5万円 ((1)①15万円(7.5万円×2期分) + (2)22.5万円)</p>

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提出先
令和6年4月版	処遇を改善した日時点の申請様式を使用	チェックリスト一覧	ハローワーク山形管轄の事業所 【山形労働局助成金センター】 ハローワーク山形管轄以外の事業所【各ハローワーク】